

大分県報

平成二十八年
第二七七一号
四月十五日

（金曜日）

目次

告示

身体障害者福祉法による医師の指定	一
特定非営利活動法人の設立認証申請	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	二
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	三
保安林の指定の解除	三
付保義務の発生	三
道路区域の変更（三件）	三
道路の供用開始（二件）	四
公告	四
基本測量の実施	五
公共測量の終了（二件）	五
都市計画図書の縦覧	五

○告示

大分県告示第二百五十号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
平成二十八年四月十五日

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
		大分県知事 広 瀬 勝 貞	

平成二十八年四月十五日

大分県報（告示）

一

腎臓の機能障害	村本 将俊	医療法人玄々堂 玄々堂泌尿器科 宇佐市大字四日市一九一	平二八・三・一七
腎臓の機能障害	石田 楓	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地	〃
ぼうこう又は直腸の機能障害 腎臓の機能障害	甲斐 友喜	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地	〃

大分県告示第二百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十八年四月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 申請のあった年月日
平成二十八年四月一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 空き家サポートおおい
- 代表者の氏名
古川 博文
- 主たる事務所の所在地
大分市大字津留千九百十一番地十九
- 定款に記載された目的

この法人は、地域に居住する全ての人に対し、現在、大きな社会問題となっている長期間空き家・空き地で放置されているものや独り暮らしの高齢者、障害者等で家屋等の適正な管理が困難なものの情報収集及び相談等を通して、それらの適正な維持管理等を行うことを中心として、あんしん、あんぜん、健全な地域社会づくりを支援し、引いては地域経済の活性化に寄与する等地域社会に貢献することを目的とする。

大分県告示第二百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
平成二十八年四月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字旦野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北野正剛

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

大分大学挾間キャンパス

3 設置される特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二

イ 洗浄施設

種別 洗浄施設（ステンレス製）一基

能力 ○・〇七m³/日

工事着手予定年月日 平二八・五・三一

工事完成予定年月日 平二八・六・二〇

使用開始予定年月日 平二八・六・二二

使用時間 間欠

一日当たりの使用時間 八時間

使用の季節的変動 なし

汚水等の一日当たりの量 単位 通常の値 ○・〇七

最大の値 ○・〇九

項目 水素イオン濃度 単位 通常の値 六〇八

最大の値 六〇八

生物化学的酸素要求量 mg/l 一〇〇

最大の値 一〇〇

化学的酸素要求量 mg/l 一

最大の値 一

浮遊物質 mg/l 六〇

最大の値 八〇

窒素含有量 mg/l 五

最大の値 七

りん含有量 mg/l 三

最大の値 五

5 排出水の量及び汚染状態の値
設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。

排水名 排水口A

一日当たりの排出水量

単位 通常の値 二三五・二 最大の値 三〇八・七

汚水等の項目 水素イオン濃度 単位 通常の値 六・一〇六・五 最大の値 六・一〇六・五

汚染状態の項目 生物化学的酸素要求量 mg/l 一・二五

汚染状態の項目 化学的酸素要求量 mg/l 三

汚染状態の項目 浮遊物質 mg/l 〇

汚染状態の項目 窒素含有量 mg/l 一・六二五

汚染状態の項目 りん含有量 mg/l 〇・六二五

その他の参考となるべき事項 公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間 平成二十八年四月十五日から同年五月六日まで

2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第二百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス脇津留店

佐伯市鶴岡西町二丁目三百二十五番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

J A 三井リース建物株式会社
代表取締役 保 崎 隆 行

東京都中央区銀座八丁目十三番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名

変更前 代表取締役社長 春 原 博

変更後 代表取締役 保 崎 隆 行

(二) 大規模小売店舗の設置者の住所

変更前 東京都品川区東五反田二丁目十番二号

変更後 東京都中央区銀座八丁目十三番一号

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名

平成二十七年六月二十五日

(二) 大規模小売店舗の設置者の住所

平成二十八年一月四日

二 届出年月日

平成二十八年三月十七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年四月十五日から同年八月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年八月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、大分市大

字志津留三千二百六十六番地の首藤敏ほか二十名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十八年四月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農村地域防災減災事業 （ため池整備）	上駒鳴溜池 地区	平二八・四・一五から 平二八・五・六まで	大分市役所

大分県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

佐伯市上浦大字浅海井浦字浪太鼻三七八九番一、三七九〇番四

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

大分県告示第二百五十六号

中津市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十八年四月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第二百五十七号

平成二十八年四月十五日

大分県報（告示）

平成二十八年四月十五日

大分県報（告示）

四

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

道路の種類及び路線名 一般国道五〇二号	区間 臼杵市野津町大字西畑字神平六五五番六から 臼杵市野津町大字西畑字神平七〇二番二まで	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		後		
		後	前	
		三六・〇 一〇・七	四〇・〇 一〇・七	九三・五 六九・五

道路の種類及び路線名 県道大泊浜 徳浦線	区間 津久見市大字徳浦字浜四六三地先から 津久見市徳浦宮町四二一番四地先まで	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		後		
		後	前	
		一一・五 九・七	一一・五 五・六	一四一・八 一四一・八

大分県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

大分県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

道路の種類及び路線名 県道大分白杵線	区間 臼杵市大字末広字梅長迫二三二七番三地先から 臼杵市大字末広字梅長迫二三二七番四まで	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		後		
		後	前	
		四四・五 一七・三	二二・一 一一・五	七八・一 七八・一

道路の種類及び路線名 県道大分白杵線	供用開始区間 臼杵市大字末広字梅長迫二三二七番三地先から 臼杵市大字末広字梅長迫二三二七番四まで	供用開始年月日
		平二八・四・一五

大分県告示第百五十九号

大分県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道大泊浜徳浦線

津久見市大字徳浦字浜四六三地先から
津久見市徳浦宮町四二一番六まで

平二八・四・一五

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について通知があった。

平成二十八年四月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 作業の種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 作業の地域

竹田市及び玖珠郡九重町

三 作業の期間

平成二十八年四月十九日から平成二十九年三月三十一日まで

~~~~~

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年四月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 作業の種類

公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量一工区）

二 作業の地域

大分市大字横尾

三 作業の終了日

平成二十八年三月二十九日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

中津市及び日田市

三 作業の終了日

平成二十八年三月十五日

~~~~~

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 都市計画の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路 三・四・十三号上人ヶ浜湯の河線（別府市決定）

二 縦覧場所

三・四・十六号朝見北石垣線（別府市決定）

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

平成二十八年四月十五日

大分県報（告示・公告）

五